

ワイズメンズクラブ国際協会西中国部 部則 2015年7月11日版

第1条 名称

この組織はワイズメンズクラブ国際協会(以下国際協会と称す)西日本区の所属する西中国部(Nishi-Chuugokubu District)(以下部と称す)とする。

第2条 目的

部は国際協会、国際憲法及び西日本区定款を遵守し、その目的を成就させるためにある。

第3条 構成員

部は国際協会西日本区西中国部に属する各ワイズメンズクラブをもって構成する。

第4条 役員

部は部長、直前部長、次期部長、書記、会計、事業主査、監事及び部連絡主事を置く。

なお、部長、書記、会計により事務局を設けることができる。

第5条 役員を選任

第1項 部長は前年度の次期部長が就任する。

第2項 次期部長には前年度の次々期部長が現部長の推薦を受け、且つ評議会において承認を得て就任する。

但し、特別の事情のある場合には、評議会の承認を得ることを条件に別の方法により選任することができる。

第3項 次々期部長は立候補者の中から、別に定める推薦委員会の推薦を得たものが就任する。

但し、立候補者がいない場合は、輪番制の原則に基づき現部長の推薦を得たものが就任する。

第4項 書記、会計及び事業主査は所属クラブ会長と協議の上、部長が指名し、評議会の承認を得て選任する。

第5項 部の監事は評議会で選任する。

第6条 役員任期

役員任期は毎年7月1日より翌年の6月30日までとする。

第7条 役員任務

第1項 部長は部を代表し、部運営を総括し、評議会、役員会を招集する。

第2項 直前部長、次期部長は部長に協力し、部長の委任あるいは部長に事故ある時は部長の任務を代行する。

第3項 書記は部運営及び会議の事務を遂行し、部長を補佐する。また、部内の理解を深めるために部報を発行する。

第4項 計は部会計事務を遂行し、部長を補佐する。

第5項 事業主査は部内各事業部門の活動を推進する。但し、国際、西日本区全体に関する活動は部長の指示による。

第6項 監事は部の行政及び財政監査をし、評議会にて報告する。

第8条 会合

第1項 評議会

(1)部内全クラブの総意に基づき最高決定機関として評議会を置く。評議会は毎年2回以上開催する。

(2)評議会は部長、直前部長、次期部長、書記、会計、クラブ代表1名(但し、会長、副会長、書記、会計より選出)、事業主査、監事、連絡主事をもって構成する。議長は部長がつとめる。

(3)評議会で審議する事項

1. 部則の決定、諸規則の設定、改正及び廃止。
2. 事業計画・報告、収支予算・決算報告の決定及び変更。
3. 役員を選任。
4. 部長または部内各クラブからの提案事項。なお、評議会において議決した案件の中で必要に応じて、西日本区役員会に部長を通して提議することができる。
5. その他必要事項

(4)定数及び議決

1. 評議会は表決権を持つ構成員の2/3の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

但し、同数の場合には議長の決裁による。

改訂前 事業主査、監事及び連絡主事は表決権を持たない。

改訂後 監事及び連絡主事は表決権を持たない。

第2項 役員会

(1)部運営の執行機関としての役割を果たす。

(2)評議会に提出する議案の決定。

(3)議決は出席役員の過半数で決定する。

第3項 委員会

(1)部において必要な研究及び事業を行うとき、部長は委員会を設置することができる。

(2)委員会には部長の指導の基に委員長を置くことができる。

第4項 部会

(1)部会は部内の親睦と研鑽を図ることを目的として、部長招集により、年1回以上開催する。

(2)部会のホストクラブは原則として部長のホームクラブとする。

(3)ホストクラブは部長の指導により部会開催を企画運営する。

(4)ホストクラブは部会登録費をもって部会の一切をまかない、部会終了後には速やかに会計報告を行う。

第9条 会計

第1項 部の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第2項 部の財政は西日本区より支出される部活動支援金、ならびに部所属会員の負担する部費をもってまかなう。

第3項 部の支出予算は各会計年度に部長および事務局において編成し、評議会の議決を得なければならない。

第4項 会計は会計年度末に会計報告書を作成し、監事の監査を得て評議会の承認を得なければならない。

第10条 細則

第1項 部長は部の組織、運営、および会計に関し、評議会の承認を得て細則を定めることができる。但し、本部則に抵触するものであってはならない。

第2項 部長の輪番は原則として、次の輪番で受け継ぐ事とする。立候補の場合、役員会に諮り決定する。

なお、新クラブがチャーターした場合はその時点で最後に輪番に入るものとする。

改訂前 (西広島→ 岩国 → 呉 → 岩国みなみ → 福山 → 東広島→広島)

改訂後 (広島→ 岩国 → 呉 → 岩国みなみ → 福山 → 東広島)

第3項 改訂前 事業主査(メネット事業主査を除く6事業主査)は部内各クラブから選る。

但し、メネット事業主査は部長のホームクラブから選任する。

改訂後 事業主査は部内各クラブから選任する。

第4項 部費は会員1人3,000円とし、第1回評議会までに部会計へ納入しなければならない。

第5項 部内において、地震など大きな災害が発生した場合、被災クラブまたは近隣クラブは被害状況をできるだけ速やかに部長及び西日本区理事へ連絡し、部長は被災情報の掌握に努めなければならない。

第6項 部役員の旅費及び登録費支給規則

別表1に記載する。

第11条 付則

本部則は2002年7月1日より施行する。

2013年7月1日改正 施行

2015年7月11日改正 施行

別表 1 旅費・登録費支給規則

第1条 (目的)

部則第10条 細則第1項に基づいて設ける。この規則は、部役員などに支給する旅費と登録費の範囲とその方法について定め、旅費と登録費の合理的な執行を図ることを目的とする。

第2条 (旅費の計算)

旅費は、最短距離による経路を原則とし、その計算は最も経済的、合理的な路程に従い、部会計が行う。

第3条 (財源)

旅費と登録費は部の年度予算から支出する。

第4条 (支給の範囲)

第1項 (支給対象者)

支給対象者は、別表『旅費・登録費支給範囲等一覧表』の記載の通りとする。

第2項 (支給対象となる会合)

対象となる行事については、別表『旅費・登録費支給範囲等一覧表』の記載の通りとする。

第3項 (支給対象とならない場合)

1. クラブの周年記念行事、設立総会、チャーターナイト。
2. 西日本区大会、地域大会、国際大会などワイズメン全員を対象とした行事。
3. YMCAの各種行事、会議、式典等。

第4項 (支給方法)

1. 旅費は往復実費とし、一切の重複支給を認めない。
2. JR 運賃、航空運賃共に往復割引など合理的な料金とする。
3. 日帰りが不可能と部長が判断した場合は、宿泊基本料金を支給する。
4. 登録費については、会費として徴収される最低限の食事、規定の会合、宿泊を対象とし、参加を強制されないプログラムについては、対象としない。
5. もし区、委員会、クラブ等から料金の支給を受けた場合は、その差額の範囲で支給する。

第5項 (支給率)

1. 支給は、原則100%とするが、財政状況に鑑み、その都度部長、書記、会計の議決を経て、決定することができる。

第6項 (その他)

この旅費・登録費規則に定めのない支給対象、支給範囲等については、部長が必要と認めた場合は、その都度決定することができる。

第5条 (支給の手続き)

1. 旅費・登録費の支給は、部長の指示を得て、部会計がその手続きを執る。
2. 部会計は、旅費・登録費支給者から受領印またはサインを受け、証拠書類として3年間保管する。

第6条 (改正)

この規則を改定するときは、評議会の審議を得て、決定する。 2013年7月1日改定施行

旅費支給範囲一覧表

	例会訪問	区役員会	区代議員会	事業委員会
部長	○	○	○	×
部書記	○	○	×	×
部会計	○	○	×	×
事業主査	○	×	×	○

※1 部書記、部会計、部事務局長、部監事の行事への参加は、部長が依頼し、直前部長の了承を得た場合に限られる。

※2 事業主査が、ユースコンボケーションやEPPE・STEP等の引率を申し出ても部は関知しない。

※3 行事に代理で出席した場合は、代理を要請した役職者の待遇で支給するものとする。

登録費支給範囲一覧表

	例会訪問	区役員会	区代議員会	事業委員会
部長	○	○	○	×
部書記	○	○	×	×
部会計	○	○	×	×
事業主査	○	×	×	○

※1 部書記、部会計、部事務局長、部監事の行事への参加は、部長が依頼し、直前部長の了承を得た場合に限られる。

※2 事業主査が、ユースコンボケーションやEPPE・STEP等の引率を申し出ても部は関知しない。

※3 行事に代理で出席した場合は、代理を要請した役職者の待遇で支給するものとする。